

令和 8年 4月 14日

奈良県知事 殿

主たる事務所の所在地 〒630 - 8115
奈良市大宮町六丁目 9-1 新大宮ビル 1 階
医療法人名 医療法人 昌誠会
理事長名 黒河 夫美子
(連絡先 TEL 0742-34-1995)

決 算 届

令和7年度（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）の決算を終了しましたので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- ・ 事業報告書
- ・ 財産目録
- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 関係事業者との取引の状況に関する報告書
- ・ 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 7 年 1 月 1 日 至 令和 7 年 1 2 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 昌誠会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 ○奈良県奈良市大宮町六丁目 9 - 1 新大宮ビル 1 階

○奈良県橿原市見瀬町 5 9 7 番地の 6 岡寺複合ビル 1 階

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 1 7 年 9 月 1 日

(4) 設立登記年月日 平成 1 7 年 1 2 月 7 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	黒河 夫美子	
理 事	三上 剛	
同	黒河 正人	
同	黒河 愛美	
同	三上 美智子	
同	伊藤 紀美	
監 事	南 幸治	

注) 1. 社会医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人昌誠会 新大宮歯科医院 医療機関コード 2930101411	奈良県奈良市大宮町六丁目9-1 新大宮ビル1階	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]
診療所	医療法人昌誠会 あすか歯科医院 医療機関コード 2931201103	奈良県橿原市見瀬町597番地の6岡寺複合ビル1階	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7年 2月28日 令和 6年度決算の決定

令和 7年 9月16日 理事の辞任、選任

令和 7年11月 1日 理事の辞任、選任

様式 2

法人名 医療法人 昌誠会

※医療法人整理番号

3

9

6

所在地 奈良市大宮町六丁目 9 - 1 新大宮ビル 1 階

財 産 目 録
(令和 7 年 1 2 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	61,499 千円
2. 負 債 額	126,983 千円
3. 純 資 産 額	△ 65,483 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	39,512
B 固 定 資 産	21,987
C 資 産 合 計 (A + B)	61,499
D 負 債 合 計	126,983
E 純 資 産 (C - D)	△ 65,483

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 昌誠会

※医療法人整理番号

396

所在地 奈良市大宮町六丁目 9 - 1 新大宮ビル 1 階

貸 借 対 照 表

(令和 7 年 1 2 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	39,512	I 流 動 負 債	82,093
II 固 定 資 産	21,987	II 固 定 負 債	44,889
1 有 形 固 定 資 産	16,717	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	0	負 債 合 計	126,983
3 そ の 他 の 資 産	5,269	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 基 金	10,000
		II 積 立 金	△ 75,483
		(うち代替基金)	0
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	△ 65,483
資 産 合 計	61,499	負債・純資産合計	61,499

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人 昌誠会

※医療法人整理番号

396

所在地 奈良市大宮町六丁目9-1 新大宮ビル1階

損 益 計 算 書
(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)

(単位: 千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	177,075
2 事業費用	184,609
本来業務事業損失	7,534
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	7,534
II 事業外収益	4,699
III 事業外費用	44
經常損失	2,879
IV 特別利益	0
V 特別損失	598
税引前当期純損失	3,477
法人税・住民税及び事業税	156
当期純損失	3,634

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人昌誠会
所在地 奈良市大宮町六丁目9-1 新大宮ビル1階

※医療法人整理番号 396

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	黒河 夫美子	歯科医師	当法人理事 借入金返済	資金の借入 (注) 1	---	長期借入金	28,800
役員	黒河 夫美子	歯科医師	当法人理事 借入金返済	資金の借入 (注) 2	-2,525	短期借入金	32,862

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 平成29年8月26日開催の臨時社員総会において、承認を得た後、当該医療法人役員の黒河夫美子と当該医療法人で金銭消費貸借契約書を交わし、契約を結んでいる。

なお、借入内容は、利息を年利0.5%とし、返済を平成34年9月30日限り、元金及び利息を一括して持参または送金して支払うものとしている。

(注) 2. 平成30年2月26日開催の社員総会において、承認を得た後、当該医療法人役員の黒河夫美子と当該医療法人で金銭消費貸借契約書を交わし、契約を結んでいる。

なお、無利子の借入としている。

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人昌誠会

理事長 黒河 夫美子 殿

私は、医療法人昌誠会の令和7会計年度（令和7年 1月 1日から令和7年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8年 2月 28日

医療法人昌誠会

監事 南 幸治